

子ども・子育て支援新制度に対する意見書

格差の広がりや貧困の連鎖、とりわけ子どもの貧困率の上昇が問題となっているなか、福祉としての保育、権利としての保育がますます重要になっています。保育は憲法25条の生存権を子どもの分野で具体化する営みです。どんな地域、どんな家庭に生まれても、すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利を保障されなければならない、そのために国や自治体など公の責任が不可欠です。

2015年4月に施行された子ども・子育て支援新制度（以下 新制度）は認可保育所に限ってこれまで通り市町村の保育実施責任が明確にされたものの、未だに検討・改善すべき課題は多く残されています。

なかでも、新制度では、保育の「量的拡充」及び「質の改善」を目指していますが、財源確保も含めて未だ十分とはいえない現状です。

よって、国及び国会におかれては、新制度の実施主体である地方自治体が十分に役割を果たし、「すべての子ども・子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨をふまえ、取り組みのいっそうの推進を図られるよう、以下について要望します。

記

1. 子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては子どもの健やかな育ちが等しく保障されるよう消費税に頼らない財源を早急に確保し、関連予算を大幅に増額すること。
2. 保育施設の開所日数、開所時間に見合う単価設定など、実態をふまえて公定価格を改善すること。
3. 保育の質を確保・向上させるために職員の処遇、配置基準を抜本的に改善すること。
4. 保育料など保護者負担を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月16日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣
文部科学大臣 内閣府特命担当（少子化対策）大臣